

緊急自動車手続きの流れ(届出)

① 警察署で構造等の審査

必要書類等

- 届出書(余白に『審査済みであることを証明する。』と記載入り) 1通
- 申請する自動車(前後左右の写真1部でも可、用途別の塗色を施し、かつ、赤色の警光灯が備え付けられたもの)

「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに運輸支局へ



② 運輸支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証備考欄に『緊急自動車』又は『この自動車は使用者の事業により特殊用途に該当』と記載されます。)



③ 公安委員会(窓口は警察署)への届出申請

必要書類

- 届出書(余白に『届出があったことを証明する。』記載あり) 1通
- 届出書(余白に『届出があったことを証明する。』記載なし) 1通
- 自動車検査証記録事項が記載された書面の写し 1通
- ナンバーが確認できる車両前後の写真 1部

※申請にかかる契約等がある場合

- 道路管理者等との業務委託契約書等 1部

- ・ スムーズな申請のため、①で受けた「審査済み証明書」をお持ちください。
- ・ 「届出があったことを証明する。」と記載された届出書を受理



④ 警察署で届出確認証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書及び③で受けた届出書を届出確認証と引き替え
- ・ 受け取った届出確認証は申請車両に備え付けてください。

※緊急自動車として使用しないこととなったときは、速やかに届出確認証を申請した警察署に返納してください。